

令和6年3月 河北町農業委員会総会（第3回）

令和6年3月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階302会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
			5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

4 番 関 紀子 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年3月25日（月曜日）午後2時00分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第11号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議第12号 農用地利用集積等促進計画の一部取消しについて
議第13号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

皆様大変お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。本日関委員が欠席ということで報告いただいております。それでは、只今から令和6年3月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 議長（会長）

皆さんご苦労様でございます。大分春めいてまいりました。そろそろ田んぼの方の準備も最盛期に入ってきております。また、過日の農業新聞を見ますと、所謂、地産地消が大分後退しておるといような記事が載っておりました。声は出せど実際は地産地消が進んでないような実態が見て取れております。

今日はいろいろと皆さんのお手元の方に資料がございます。11月の研修の方も皆さんの方にある程度詳しくご紹介しているような状況です。また、積立金の方は、今回役場が全額負担の研修ですので、積立金の方を皆さんにお返しして、有意義に使っていただきたいと思っております。支出簿の方も後で奥山補佐の方から説明あると思いますけども、今年度最後の委員会でございますので、皆様からご意見ご質問等賜りながら進めていきたいと思っております。何卒ご協力の程お願いいたします。

○ 宇野事務局長

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思っております。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。9番 高橋委員、10番 逸見委員、お願いいたします。

それでは日程第2、議案の審議に入ります。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号21番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、463㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するそうです。

次に、申請番号22番 所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●、田、ほか9筆で計10、928㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されました。取得後は自作するほか、●●●●さん、農事組合法人●●●●

●●さん、農事組合法人●●●●さん、に耕作してもらうとのことです。

次に資料2ページ、申請番号23番 所在地 西里字的場（マトバ）●●●●、畑、ほか3筆で計4,032㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年に亡くなっておりましたが、相続しないまま現在に至り、●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなった後、子の●●●●さん外1名が相続されたものです。谷地については●●●●さん、●●●●さんに耕作してもらいますが、西里については存在が確認できない地番で、現況がその他となっております。

次に、申請番号24番 所在地 谷地字谷地（ヤチ）●●●●、畑、196㎡1筆です。所有者●●●●さんから●●●●さんが●●●●年●●月●●日に相続し、●●●●さんが亡くなった後、子の●●●●さん外1名が相続されたものです。取得後も自作するということです。

次に、申請番号25番 所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、畑、ほか6筆で計4,346㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さんに耕作してもらうそうですが、字沢畑●●●●、●●●●、●●●●の半分の畑については、あっせん希望ということで、別紙で1枚白黒でお配りしたのになります。自宅周辺の畑なんですけれども、接道してないような畑で、手前の畑と一緒にないと無理なんでないか、と言ったんですが、もし一緒なら、など希望があれば、あっせん希望とのことでしたので、よろしくお願いします。

以上5件です。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございます。何か皆さんの方から何かご質問ありますでしょうか。

これ、あれだか。23番場所確認出来ずと言うのは、図面は。

○ 事務局（奥山）

図面も無いんです。これ法務局でも無くて、多分この地名ももう無くて、圃場整備とかになった時に変わってるんじゃないかな、と思うんですが、ずっと相続してないもので、わからなくなってしまっていて。番号は残ってるので、相続しないわけにもいかないの、手続きしたというものです。

○ 議長（会長）

法務局でも無いのか。

○ 事務局（奥山）

そもそもこの字名が無いんです。もう大正の時代なので。

○ 議長（会長）

固定資産税は発生してるの。

○ 事務局（奥山）

発生してないです。相続も、代々同じ名前を相続してたそうで、どの代の方なのかはつきりとはしなかったのですが、今回何とか相続されて。

○ 議長（会長）

あとこれ、●●●●さんのは、●●●●さん作る気無いか。

○ 事務局（奥山）

一部だけ、直接話されてるようですが。

○ 議長（会長）

それでは、他に皆さんから無ければ、次に進みます。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の3ページ、報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号25番、所在地 谷地字沢畑（サワバタ）●●●●、樹園地、413㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の（亡）●●●●相続人●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、●●●●さんが腰を悪くして耕作できなくなったためです。

次に申請番号26番、所在地 大字吉田字馬場（ババ）●●●●、田、4,322㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の法定相続人代表●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、耕作していた●●●●さんが亡くなったためです。ここは地域の話し合いで他の方が借りることになっております。

次に申請番号27番、所在地 大字溝延字舟戸下（フナドシタ）●●●●、畑、ほか1筆で計540.57㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、●●●●さん離農のためとのことです。こちらも他の方が借りることになっております。

次に申請番号28番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか1筆で計2,909㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後、議第11号の農用地利用集積計画（案）の決定についてでご審議いただきますが、他の方に貸すためです。

次に資料4ページ、申請番号29番及び30番、所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●、田、ほか1筆で計847㎡です。所有者（亡）●●●●相続人●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地中間管理事業を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、自作するためです。

次に申請番号31番、所在地 大字田井字田中（タナカ）●●●●、田、ほか1筆で計2,713㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらもこの後、議第11号でご審議いただきますが、売買のためです。

次に申請番号32番、所在地 谷地字砂田（スナダ）●●●●、田、3,007㎡1筆です。所有者●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためとのことです。

次に資料5ページ申請番号33番及び34番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、1,911㎡1筆です。所有者●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、議第11号でご審議いただきますが、売買のためとのことです。

以上10件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。無ければこのように進めさせていただきたいと思います。議第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の6ページをご覧ください。議第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号24番、貸借権の設定です。谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、3,048㎡1筆です。渡し人の、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、

労力不足のためということです。

次に申請番号25番、貸借権の設定です。所在地 西里字両所(リョウショ) ●●●●、樹園地、ほか1筆で計2, 768㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、受け人が希望してということです。

申請番号26番、使用貸借権の設定です。所在地 大字岩木字童子(ドウジ) ●●●●、田、726㎡1筆です。渡し人は、法定相続人代表●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの新規就農によるものです。

次に申請番号27番、使用貸借権の設定です。所在地 大字田井字田中嶋(タナカシマ) ●●●●、樹園地、1, 772㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの規模拡大のためということです。

次に資料7ページ、ここで資料の訂正をお願いします。28番と29番の備考欄に、R4. 4月と記載がありますが、R6. 4月と2か所訂正をお願いします。

申請番号28番、貸借権の設定です。所在地 西里字中嶋(ナカジマ) ●●●●、田、ほか3筆で、計3, 244㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、●●●●さんの新規就農のためです。

次に申請番号29番、使用貸借権の設定です。所在地 西里字中嶋(ナカジマ) ●●●●、樹園地、ほか3筆で、計4, 083㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、こちらも●●●●さんの新規就農のためです。

次に申請番号30番、貸借権の設定です。所在地 谷地字山王(サンノウ) ●●●●、畑、1, 667㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためということです。

次に資料8ページ申請番号31番、使用貸借権の設定です。所在地 大字溝延字小堤(コツヅミ) ●●●●、樹園地、ほか1筆で計1, 673㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためということです。

次に、申請番号32番、所有権の移転です。所在地 大字岩木字岩木東(イワキヒガシ) ●●●●、畑、461㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、その他で、圃場が遠いためとのことです。

以上9件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これ現地調査報告をお願いします。24番からお願いいたします。

○ 奥山（ち）委員

24番、●●●●さん前から作られてる方なので問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、25番お願いいたします。

○ 逸見委員

はい、見てまいりました。●●●●さんていうのは白山堂なんですけども、その田んぼはさくらんぼだったんですけども、全部きれいに切られていて、●●●●さんが●●●●●さんに借りる申し出あったんだと思います。りんごとかいろいろやってる方なので。ただ、なぜさくらんぼしないのかはわかりませんが、別の物植えるのかと思います。

○ 議長（会長）

はい、26番お願いいたします。

○ 堀委員

はい、●●●●さんと●●●●さん、●●●●さんが孫ですので、作ってたところを渡すということで何の問題もないと思います。

○ 議長（会長）

はい、27番お願いいたします。

○ 押野委員

はい、27番田井川向かいの樹園地。さくらんぼの雨よけハウスで、整備なってます。●●●●さんの息子さんが数年前新規就農されて、頑張ってますので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい、28番お願いいたします。

○ 逸見委員

こちら中島で西里なんですけども、この●●●●さんは令和4年から新規就農なさった方で、この28番はきれいに田んぼ耕してました。29番の樹園地も綺麗に整備なりました。こちらはさくらんぼでした。若い方で26歳なんですけども、これからがんばってやるんだと思います。

○ 議長（会長）

はい、30番お願いいたします。

○ 布川委員

はい、30番山王なんですけども、これうちの畑の近くかんですけども、●●●●さんて方が何か3、4年くらい荒らされてまして。今回●●●●さんて方が作るとなってますけども、私会ったことありませんけども、苗木が植えられてました。だけれども、80歳ということで高齢なので、様子を見ていかなければならないんじゃないかと思っております。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦勞様でした。では、31番お願いします。

○ 押野委員

はい、31番溝延小堤ですけども、●●●●さんが以前さくらんぼしてまして。それを伐根して●●●●さん、4月から新規就農するであろう方ですけれども。花の苗マルチして苗植えられています。手前の方少し荒れてますけども、頑張ると思いますので、大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい、32番お願いいたします。

○ 高橋委員

受け人の●●●●さんのちょうど隣が●●●●さんの元の宅地でありまして、その隣に畑がありまして、それは何十年と●●●●さんのところで管理しておったということで、今から売買も誰も買う人いないということで贈与という形になったようです。きちんと管理されてますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、現地調査ご苦勞様でございました。何か皆さんからご質問ご意見ありますでしょうか。はい、奥山委員。

○ 奥山委員

簡単な質問なんですが。贈与ってよく見ますよね。ああいったのは税金でかあからなあいんですか。贈与税みたいなのは。

○ 議長（会長）

ものによってはかかるんでないか。特に第三者の場合は。親子間では価値によってだろ

うけども。

○ 奥山委員

他人に贈与ってたまに出てくるので。そういうのって、普通に贈与税かからないでやれるのかなあと思ひまして。

○ 事務局（奥山）

価値によりますよね。3条なんかだと評価額によるでしょうし。集積でやると、800万円まで控除受けられるのありますけども。

○ 議長（会長）

どのくらい固定資産税で評価してるか。実際はこんなところいらぬような所であつても、それなりに評価してれば。多分かつたとしても本当に微々たるものだらうけども。

○ 奥山委員

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

あと何か。無ければ、このまま許可したいと思ひます。
それでは議第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料9ページになります。議第9号 農地法第4条の規定による許可申請について。申請番号1番、所在地 字畑中（ハタケナカ）●●●●、田、93㎡1筆です。申請者は●●●●さんです。

申請事由につきまして、雪捨て場に困つていたため、住宅敷地隣の当該地を雪捨て場、及び庭として整備する計画です。

資料の24ページに案内図があります。25ページが字切図です。宅地と、一方が水路を挟んで畑に囲まれています。

次の26ページが土地利用の計画図ですが、現在水路からは10cm地面が下がっている状態です。雪捨て場には砂利を敷きますが、切土して高さは変えない計画です。

こちらは農用地区外の農地で、第1種及び第3種農地いずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であり、隣接する既存住宅面積の1/2を超えない面積の整備になるため、許可基準を満たしていると思ひれます。

以上1件よろしくおひいます。

○ 議長（会長）

はい、現地調査の報告をお願いします。

○ 奥山職務代理

確認してきました。事務局から説明あったとおりで、問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございました。何か皆さんからご質問ご意見ございませんか。無ければ、このまま許可したいと思います。

それでは次に議第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の10ページをご覧ください。議第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番、所有権の移転です。所在地 大字岩木字岩木東（イワキヒガシ）●●●●、畑、175㎡1筆です。渡し人は●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

申請事由につきまして、自営の自動車販売修理の展示スペースが手狭になったため、隣地を買い受け、駐車場として整備する計画です。

資料の27ページに案内図があります。28ページが字切図ですが、道路と宅地のほか、1方が水路を挟んだ畑に囲まれた所です。

次の29ページが土地利用の計画図となっております。駐車場8台分です。現在水路から5cm地面が下がっている状態です。砂利を敷きますが、切土して現在の高さは変えない計画です。

こちらは農用地区外の農地で、第2種に該当すると思いますが、小集団の生産性の低い農地で、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもののため、許可基準を満たしていると思われます。

以上1件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査の報告をお願いします。

○ 高橋委員

今日午前中に現地調査してまいりました。今説明のとおり、畑にしても何してもというところで、きちんと管理はされてますけども。こういう形できちんと管理して使用してもらえたらということで、何ら問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご質問ご意見ございませんか。無ければ、このまま許可したいと思います。それでは次に議第１１号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の１１ページをお開きください。議第１１号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料１２ページが総括表ですが、貸借権設定が１４件、所有権移転が３件です。

資料１３ページをご覧ください。所有権の移転です。申請番号９３番、所在地 大字田井字田中（タナカ）●●●●、田、ほか１筆で計２，７１３㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は１０ａ当３６，８６０円、総額１００，０００円です。

次に申請番号９４番、所在地 谷地字布田（ヌノタ）●●●●、田、２，９７４㎡１筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は１０ａ当２３５，３７３円で、総額７００，０００円です。

次に申請番号９５番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、１，９１１㎡１筆です。所有者●●●●さん、受け人は●●●●さんです。売買価格は１０ａ当７８，４９２円で、総額１５０，０００円です。

次に資料１４ページ、貸借権の設定です。申請番号９６番から１８ページの１０９番につきましては、一覧のとおりで、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

以上１７件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございました。何か皆さんの方からご質問ご意見。今回の売買の３件見ると本当にピンからキリまでで。

○ 堀委員

場所が良く分からないけれども、田中で３万っていうのは。

○ 議長（会長）

うん、面積からして基盤整備なってると思うんだけども。この下の壇ノ下は別にして。とにかく、まあ皆さんもご相談受けた時、ちょっとこの前までは10万円か、って言うてたような土地が誰も作る人いないって言うてこういう、土地の値段でないようなは。お互い納得の上だからいいんだろうけども。これからますます出てくるんでないかなあ、って。まあ貸借するあっせん希望の●●●●さんなんか、20何万かでなってるけども、じゃあ残りの土地どうすんのや、って。借りる人いない、けども、総額で10万なら買ってもいい、なんて人が出てこないとも限らないし。なかなかそのへん、皆さんの方でも農家の方からの相談にのっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あとまた小作料の方も8,500円を目途に地域や大きさ、形によっても多少の変動出てますけども。現物にしても90キログラムで出てますけども、最低だと42.5キロ、同じ1反歩でも。これ字名見ると、平場でも、これぐらいの差が出てきております。なかなかその辺も貸借に関しては基準をどこに持っていったらいいか。金額だと8,500円、物納だと大体50キログラムくらいを目安にしてるんだけども、この辺もなかなかこれから頭悩ますことになってくるのかな、と思います。

それでは次に進みます。議第12号 農用地利用集積等促進計画の一部取消しについて、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の19ページをご覧ください。令和6年2月の総会で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に要請するため審議した議第7号農用地利用集積等促進計画について、一部取り消したい旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。資料20ページをご覧ください。

申請番号9番2筆及び12番1筆について、●●●●さんに移転するというものでしたが、現耕作者の●●●●さんの同意が無かったということで、取り消し願いの申請があったものです。

以上1件のご審議よろしくお願いします。全部で3筆なんですけど、上の2筆の同意が得られなかったものですから、一緒に借りるつもりだった下の農地も借りられないということになってしまったものです。

○ 議長（会長）

この●●●●さんて、同意を得られなかったということは、だれか違う人に貸すは、ということでもなかったんだべ。

○ 事務局（奥山）

ちょっとそこが、土地改良区の方で先走ってしまったのかなと思います。

○ 議長（会長）

これ何か堀委員か高橋委員か事情わからないか。

○ 高橋委員

ううん、●●●●さんのところというのはさくらんぼ畑なんですけども。ぱっと来てがらもいで行くみたいな感じで何とかやってるんですけども。この下の方の圃場で耕作放棄みたいな感じでさくらんぼ切って根っこ残ってるような所あるんですけども。あれなら隣の人借りたいていうような意向あるんですけども、柴田さんが大玉植えるようなことと言ってなかなか話さないとそういう感じです。何かの思惑があるのかな。

●●●●さんが作っている所も、●●●●さんが作っている所の地主でなくて、その圃場を勝手に1枚にしたような圃場で、そこも一緒に借りないと何ともならないような所なので、●●●●さんが諦めたのかな、と。

○ 議長（会長）

はい、だとこの●●●●さんという方はある程度自己管理はしてるわけだな。かろうじて。あとこの●●●●さんののは。

○ 高橋委員

●●●●さん作ってることになってるんですけども、地主が、俺耕してけっから、とか言って便宜上●●●●さんが作ってる圃場です。管理してると言えばしてる、みたいな感じ。

○ 議長（会長）

さっき説明あったように改良区で先走ったのかもしれないけども、返すなら返すで仕方ないけれども、出来るだけ耕作放棄地にならないよう地元の委員の方大変でしょうけども、都度都度見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に進みます。議第13号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の21ページをご覧ください。議第13号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、農地中間管理機構に要請するため審議いただくものになります。

資料の22ページをご覧ください。農地中間管理事業の借受者変更によるものです。内容につきましては、一覧のとおりになりますが、いずれも地区の調整会議で協議されたもので、計16件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、各地区で地域の調整会議の中で調整したものです。何か皆さんからご意見ありませんでしょうか。はい、堀委員。

○ 堀委員

農地区分の協議って言うのはどういうことなんですか。

○ 事務局（奥山）

すみません、ここ確認しておりませんでした。

○ 議長（会長）

サビってあるけども、最上川の向こう側なのよ。溝延ではあるけれども、畑に関しては誰も作る人いないと。基盤整備もなった所だと。この人達、溝延の人・農地に手を挙げている人たちで。これ私の独断だと言われればそうなんだけれども、天童の方でうまく調整してください、と。●●●●さんて言われても誰だかわからないし。とにかく溝延の人は誰もいないんだから、天童の方でうまく調整してくださいってお願いしております。なおかつ地域計画の中でも、向こうの天童市の農業委員の方も改良区の方も来ていただいて、一応そういった再度確認し合った。別に書面ではなく、口頭ですけれども、確認し合ったものです。その辺が他の所と違う所で、そうなったのかな、と。

○ 事務局（奥山）

すみません、ちょっと見てて思ったんですけども、賃料が12,000円となっていて、河北町の参考賃借料ではないので、協議による、という意味だと思いました。

○ 議長（会長）

ま、その辺また今後会う機会があれば、聞いてみたいと思います。これ中間管理機構に聞けばわかると思います。あと、皆さんから何かございませんでしょうか。無ければ、このまま進めたいと思います。

これで総会の方は終了いたします。

午後2時48分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
